

令和7年度

運営諮問会議報告書



令和8年5月

鈴鹿工業高等専門学校
運営諮問会議

目 次

○令和 7 年度 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議

- 1 令和 7 年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議委員名簿
- 2 令和 7 年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議次第
- 3 配付資料一覧
- 4 令和 7 年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議議事概要
- 5 参考資料
 - (1) 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

令和7年度 運営諮問会議委員名簿

氏 名	現 職 等	区 分	
ジンボ 神保 ムツコ 睦子	豊橋技術科学大学 理事・副学長（総括、高専連携担当） 高専連携地方創生機構長	高等教育機関 及び研究機関等	
ユアサ 湯浅 ヨウコ 陽子	三重大学 理事・副学長（教育担当）	高等教育機関 及び研究機関等	(欠席)
スズキ 鈴木 コウジ 宏治	鈴鹿医療科学大学 副学長・社会連携研究センター長	高等教育機関 及び研究機関等	
コバヤシ 小林 シンゲキ 茂樹	SUZUKA産学官交流会 副会長 株式会社SANKEI 専務取締役	産業界及び 地方公共団体等	(欠席)
タキモト 瀧本 カズヒロ 和彦	株式会社百五総合研究所 理事（地域共創事業部部長）	産業界及び 地方公共団体等	(欠席)
ヒグチ 樋口 ユキト 幸人	鈴鹿市 副市長	産業界及び 地方公共団体等	(欠席)
イトウ 伊藤 イヅミ 和泉	鈴鹿高専テクノプラザ 会長 株式会社パワービー 代表取締役社長	本校卒業生	
ツジイ 辻井 ヤスヒロ 康博	鈴鹿市中学校長会 会長 平田野中学校 校長	本校に関する 学識及び経験	
タニミズ 谷水 クスト 楠仁	鈴鹿工業高等専門学校教育後援会 会長	本校に関する 学識及び経験	

(敬称略)

令和7年度 鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議次第

日 時：令和8年3月6日(金)

14時00分～16時00分

場 所：鈴鹿工業高等専門学校

事務・教養棟2階 会議室B

1. 校長挨拶
2. 配付資料の確認及び日程説明
3. 出席者紹介
4. 議長選出
5. 議長挨拶
6. 議 事
 - (1) 鈴鹿工業高等専門学校の概要及び現況等について（校長）
 - (2) 令和7年度自己点検評価報告書(案)について
 - (3) 教育の質保証に関する事項について（副校長）
 - (4) いじめ防止プログラムについて（学生主事）
 - (5) その他
7. 閉 会

【配付資料一覧】

1. 運営諮問会議次第
2. 運営諮問会議委員名簿
3. 座席表
4. 運営諮問会議規則
5. 議事報告資料
 - ・ 鈴鹿工業高等専門学校の概要及び現況等について
 - ・ 令和7年度自己点検評価報告書(案)
 - ・ 自己点検評価・改善委員会規則
 - ・ 教育の質保証に関する基本方針
 - ・ いじめ防止プログラムについて

令和7年度鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議議事概要

校長挨拶

校長から今会議開催の背景及び主旨について説明があった。続いて、出席委員の紹介が行われた。

議事に先立ち、運営諮問会議規則第4条により、神保委員が議長に選出された。

議事

(1) 鈴鹿工業高等専門学校の概要及び現況等について

校長から、本校の概要及び現況等について説明があり、委員より次のとおり意見があった。

(○委員、●鈴鹿高専)

- 学生の留年・退学を減らすために試験を繰り返す等すると、教員の負担が大きく研究の時間も減ると思うが、どのような取組をしているか
- 本校OBである外部支援員及びTAによる自己学習支援を実施し、放課後に自己学習する環境を提供してサポートしている。

(2) 令和7年度自己点検評価報告書(案)について

神保議長から、令和7年度自己点検評価報告書(案)について、本校の年度計画に基づいて実施した業務各般を点検・評価して取りまとめたものであるとの説明があり、委員より次のとおり意見があった。

(○委員、●鈴鹿高専)

- 科研費獲得についてどのような取組をしているか
- 校長自身が講師として教職員向けに研修会を実施する等した。全国の高専の中では採択率が低いので、上げるように今後も努力していく。

- 安全保障輸出管理について、体制はどのように整備しているのか
- 安全保障輸出管理委員会を数年前に組織し、チェックリストを整備した。

- 機関リポジトリに論文を登録しているか
- 高専機構本部が整備しようとしているところである。

- 教員の成果物における著作権侵害や研究不正等のチェックはどのようにしているか
- 人手や予算等の都合上、論文の不正等をチェックする部署もないため、教員個人に任せている部分が大いなのが現状ではあるが、研究の段階で遺伝子組み換えや動物実験等の正当性を研究推進委員会で審査している。

(3) 教育の質保証に関する事項について

下古谷副校長から、本校では「鈴鹿工業高等専門学校教育の質保証に関する基本方針」に基づき、教育の質保証のために点検評価を行っており、令和6年度の点検評価結果は「教育の質保証に関する基本方針第2条に基づく点検評価書」として本校HPに公表されているが、その点検評価の内容に一部不備があった旨説明があった。

続いて、その不備内容である、教職員及び在学生保護者から聴取した意見の分析結果について説明があった。前者については、「教職員に対する本校の目的の周知に関するアンケート」であり、自己点検評価・改善委員会にて審議した結果、教職員は概ね本校の目的を理解したうえで教育・研究等に取り組んでおり、自由記載にあったPDCAサイクルに関する意見については、今後改善の余地があると判断し、改善に向けてPDCA推進担当と調整のうえ検討を進めていくことで了承されたこと、また後者については、教育後援会総会後の保護者懇談会にて実施したアンケート結果であり、現状においては概ね保護者の要望に応えた教育活動が実施されていると判断されたとの説明があった。

また、同方針 2 に記載する本校の内部質保証システムについて、「点検評価を7年以内ごとに一回と記述されているが、社会の変化の速度を考慮すると7年は長いように感じる。具体的には何年ごとに評価されているのか。」という意見が事前に委員よりあったことに対し、下古谷副校長から、同方針は今年度本校が認証評価を受審するにあたり、事前に学位授与機構より「学校教育法 109 条の趣旨に沿った自己点検・評価をするように」という指摘を受けたため作成したもので、認証評価受審のサイクルと合わせたこと、毎年実施するのは多大な労力を要すること、年度計画に基づく自己点検評価は毎年実施しており、さらには機構本部の監査や高専間相互監査、さらには KIS も再来年度受審予定であり、各種評価を受けていることが理由であるとの説明があった。

(4) いじめ防止プログラムについて

大貫学生主事より、いじめ防止プログラムについて説明があり、委員より次のとおり意見があった。

(○委員、●鈴鹿高専)

○ 本校にいじめはあるのか

- 重大事案はないが、いじめの定義である「一定の人間関係の中で、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの」に当てはまる軽いものは見受けられる。いじめがないことがいいことなのではなく、もしあてはまる事案が発生したら認知し、学校として適切な対応をとることが重要と考えている。

○ 家庭の事情等で不登校になった学生にはどのように対応しているか

- 学級担任を中心に対応しており、家庭とも面談して報告をまとめ、学内関係者に共有するようにしている。また、学外カウンセラーには話しやすいということもあるので、特にケアが必要な学生には面談を促すようにしている。

○ 今は昔よりも精神的にデリケートな学生が多いと思われ、学業も重要だが生活も大事なので、重大なことにならないよう日々学生を見守る体制を構築していただきたい

- 毎年度初めに担任によるクラスの全学生への面談を実施しており、心配事があればいつでも相談できる環境を整えている。

○ 精神的に問題を抱え、社会に出たくないという理由で、学校が支援しても就活等に取り組まない学生はいるか

- 第一志望の就職先に内定・採用とはならず、気落ちして前向きになれない学生はいる。

(5) その他

校長より、今年度受審した機関別認証評価について、先月学位授与機構より評価結果(案)が知らされ、本校は『高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。』との内示を受けたとの報告があった。

鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

平成 27 年 12 月 9 日

規則第 100 号

最終改正令和 7 年 6 月 4 日

鈴鹿工業高等専門学校運営諮問会議規則

(設置)

第 1 条 独立行政法人国立高等専門学校機構鈴鹿工業高等専門学校（以下「本校」という。）に、本校の学校運営の充実・発展に資することを目的として、運営諮問会議（以下「諮問会議」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 諮問会議は、次の各号に掲げる事項について、校長の諮問に応じて審議・評価し、校長に対して提言、助言又は勧告等を行う。

- (1) 本校の教育研究上の目的を達成するための基本的な計画に関する重要事項
- (2) 本校の教育研究活動等の状況について、本校が行う点検・評価に関する重要事項
- (3) その他本校の運営に関する重要事項

(組織)

第 3 条 諮問会議は、校長が委嘱した次の各号に掲げる若干名の委員で組織する。

- (1) 高等教育機関及び研究機関に在職する者
- (2) 産業界及び地方公共団体等の関係者
- (3) 本校の卒業生
- (4) その他本校に関し学識及び経験を有する者

2 前項の委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員が生じた場合の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第 4 条 諮問会議に議長を置き、前条第 1 項第 1 号の委員のうちから、あらかじめ校長が指名する者をもってあてる。

2 議長に事故があるときは、議長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(諮問会議の開催)

第 5 条 諮問会議は、校長が招集する。

- 2 諮問会議は、少なくとも年 1 回開催するものとする。
- 3 諮問会議は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。
- 4 諮問会議が必要と認めたときは、委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、その役割を遂行する上で知り得た情報を漏えいしてはならない。

(庶務)

第 7 条 諮問会議の庶務は、総務課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、諮問会議の運営に関し必要な事項は、諮問会

議が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 27 年 12 月 9 日から施行する。
- 2 鈴鹿工業高等専門学校外部評価委員会規則(平成 16 年 9 月 6 日制定鈴鹿工業高等専門学校規則第 67 号) は、廃止する。

附 則

この規則は、令和 7 年 6 月 4 日から施行し、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。